

阪本龍門文庫蔵『春日若宮拝殿方諸日記』の翻刻と紹介

* 大 田 壮一郎

要 旨

財団法人阪本龍門文庫所蔵『春日若宮拝殿方諸日記』は、室町時代後期に行われた春日若宮祭礼（現在の「おん祭」）を記録した冊子である。前半の内容は寛正六年（一四六五）に足利義政が見物した若宮祭礼、後半は前年の大和国内の騒乱により延期になり翌応仁元年（一四六七）に行われた若宮祭礼の記録である。足利義満以来、室町殿（足利将軍家の家長）はたびたび南都を訪れ春日社に参詣した。これについて参詣者側の記録は比較的多いが、本史料は春日若宮社側の記録という点に特色がある。また、筒井氏をはじめ衆徒・国民の姿や、金春大夫ら大和猿楽四座の記事も確認される。このように、本史料は中世南都の史料として広く知られるべき内容を含むことから、ここに全文の翻刻を行つた。

【キーワード】足利義政、若宮祭礼、春日社

ここで紹介する『春日若宮拝殿方諸日記』（以下、本史料）は、室

町時代後期の春日若宮社の祭礼に関する記録である。本史料は、公益財団法人阪本龍門文庫（奈良県吉野町）所蔵の冊子本であり、『龍門文庫蔵書総目録』による目録番号は二〇五番となつていて。本史料を含め、同文庫所蔵資料の一部は阪本龍門文庫善本電子画像集としてWeb上に写真画像が公開されており、本稿も同画像集を利用した。⁽¹⁾

書誌について。法量は縦二四・四センチ×横一五・〇センチ、紙綴綴・三十二紙・共紙表紙である。また、冊子本体とは別に、表紙打付墨書の外題とほぼ同文が記された包紙（近世以降のもの）がある。この包紙には「墨附三十一張」との記載があるが、冊子の表紙・裏表紙を除く墨付は計三十丁である。前半の十九丁が寛正六年（一四六五）、後半の十一丁が応仁元年（一四六七）の記事である。すなわち、本史料は別々に作成された内容を一つにまとめた二巻一冊本である。ただし、書体等から記主は同一人物と考えられる。表紙に人名未詳の花押がある（写真②参照）。奥書なし。【一丁オ】に蔵書印「龍門文庫」。

二 内容

春日若宮社といえば、現在も盛大に行われている「おん祭」（以下、若宮祭）が有名である。その創始は十二世紀に遡り、時代により変

容しつつ連綿と行われてきた。とくに中世においては、大和を支配した興福寺の大衆が執行し、また大和武士と呼ばれた有力国人らが参加する一国規模の祭礼として、芸能史に限らず政治史や地域史の分野からも注目されてきた。ここで取り上げる『春日若宮拝殿方諸日記』は、室町時代後期に行われた二度の若宮祭礼の記録だが、何れも当時の式日（十一月二十七日）には開催されていない。前者の寛正六年の場合、室町殿（足利將軍家の家長）足利義政の春日社参詣に合わせて九月に繰り上げて行われた。これは足利義満以来の歴代室町殿の先例に準拠したもので、結果的に今回が室町殿による最後の参詣となつた。⁽²⁾ 後者は、文正元年（一四六六）の開催が延期された結果、翌応仁元年三月になつて前年分として行われた。文正元年は京都の土一揆が大和にも波及し、さらに畠山義就・政長兄弟の内紛に連動した大和国人達の合戦が激化するなど、大和国内は混乱状態に陥り祭礼どころではなくなつていた。⁽³⁾ このように、中世の若宮祭礼は当時の政治・社会情勢により式日や開催が左右されることもあり、宗教儀礼と政治が密接な中世社会における祭礼の典型と言えよう。⁽⁴⁾ それは、本史料の外題部分からも示唆される。翻刻および写真⁽¹⁾にあるように、表紙に二つの外題〔公

方室町殿御下向日記 付祭礼之時日記〕と「若宮拝殿方諸日記」がある。このことは、本史料が祭礼記としての側面と、時の最高権力者の参詣記としての側面を有することを物語っている。以下、この二つの視点から内容を簡単に整理しておく。

（二）若宮祭礼の記録として

外題に「拝殿方」とあることから、本史料の記主は春日若宮社の拝殿を管理する「拝殿沙汰人」と呼ばれる神人と考えられる。⁽⁵⁾ それは、記事の内容が祭礼次第に止まらず、引物・饗膳の差配や下行内容などを事細かに記しているところから窺える。「拝殿方」による若宮祭礼の記録としては、『春日若宮拝殿方諸日記』という名称で『日本庶民文化史料集成』第二卷（三一書房、一九七四年）に諸本が収録されており、それぞれ『永享十二年記』・『春日拝殿方諸日記』という書名がある。⁽⁶⁾ 前者は永享十二年（一四四〇）・嘉吉二年（一四四二）、後者は宝徳三年（一四五二）・同四年・永正五年（一五〇八）の記事を含む。記載年代も断続的であるが、内容も通年の記述というより春日若宮社の諸祭が集中する春・秋に偏っている。本史料と諸本を比較みると、若宮祭礼の記事は諸本と共に通するが、若宮祭礼以外の記事が本史料にわずかしか確認できないため、両者が同系統とは断定できない。あるいは、諸本と同体裁の記録から若宮祭礼の記事を抄出したものかもしれない。とは言え、行事日誌的な内容は類似しており、本史

料と諸本は同一の立場から書かれたものであろう。『永享十二年記』および『春日拝殿方諸日記』前半の記主が「拝殿沙汰人清持」、「春日拝殿方諸日記」後半の記主が「清有」であることから、表紙の花押も拝殿沙汰人が記主として署したものと考える。⁽⁷⁾

諸本と共に通する記事としては、行列次第や神事芸能をはじめ、流鏑馬頭役、大和猿樂四座に関するものなどがある。また、固有の記事としては、触穢となつた御子の祭礼勤仕をめぐる「榊指」【13丁オ～14丁オ】や、室町殿参詣時限定の装束の記事【16丁ウ～30丁ウ】などがある⁽⁸⁾。このように、祭礼記としての本史料は、断片的に残存する若宮祭礼の記録の空白部分を補うものであり、諸本と併せて検討することで、より精度の高い若宮祭礼の実態分析が可能となるだろう。

(二) 足利義政の南都参詣記として

足利将軍家——実質的には足利家家長である室町殿——の南都寺社参詣は、諸書に取り上げられる著名な事項である⁽⁹⁾。至徳二年（一三八五）における足利義満の参詣以来、本史料に記す寛正六年の義政まで、約八〇年の間に四代で十二度を数える。もちろん、室町殿の権威と権力を南都に誇示することが目的の一つではあったが、その多くが春日社参詣を名目とした下向であつた点は留意すべきであろう。

寛正六年の足利義政の南都寺社参詣については、他の時に比べて関

連史料が多く残されている⁽¹⁰⁾。ただ、その多くが義政の同行者すなわち参詣者側の記録、または義政一行を接待した興福寺関係者の記録である。これに対し、本史料は春日若宮社側の記録という特色がある。

その特色が具体的に示されているのが、春日若宮社に配分された祭礼費用をめぐる一連の記事である【1丁ウ～4丁オ】。義政の南都寺

社参詣に関わる費用については、これを興福寺が大和国内に段錢として賦課したこと、南都から義政に進上された金錢や物品が、義政による神仏への寄付という形で南都に還付されていたこと、などが指摘されている⁽¹¹⁾。一方、本史料によれば、義政の参詣に当たり春日若宮社の沙汰人が上洛し以下のよう活動を行つた。まず、(1) 南都伝奏（日野勝光）から幕府の南都奉行（飯尾之種）に御神樂料の支出を命じる内容の文書（請取）を獲得。(2) その文書の袖部分に幕府の財務担当者である公方御藏の正實房へ支出を命じる内容を書き込むよう幕府奉行人に依頼。(3) これを証拠として沙汰人は正實房の元に赴き実際に費用を受け取る。(4) 現銭は沙汰人らが分担して持ち帰つた。

そして、こうした手続きを円滑に行つたため、彼らは飯尾氏や正實房に對し費用の一部を「御礼」として渡し、また、在京していた「公方ノ御師」（將軍専門の祈禱師）の関係者にも交渉への協力を依頼していた⁽¹²⁾。

前述のように、室町殿の南都寺社参詣の経済的側面については、祭礼のために集められた錢や進物が室町殿—南都間を循環する贈答儀礼の構造が指摘されてきた。これに対し、本史料には寺社の一組織と幕府の財務担当者の間の費用授受をめぐる交渉が具体的に記録されてい

る。これは、行事日誌としての性格を反映した内容であり、神事芸能を中心とした他の参詣記には確認できない固有の情報として価値がある。

以上、本史料の特徴についてごく簡単な紹介を行つた。中世の南都に関する未翻刻史料は膨大であり、それが研究の進展を阻む一因となつてゐる。今後も可能な限り史料の紹介に努めたい。

〔付記〕

本史料の翻刻・写真画像掲載に際して、財団法人阪本龍門文庫より御許可をいただきました。心より御礼申し上げます。

本稿は、平成二十六年度奈良大学研究助成「寺社参詣記録にみる中世南都社会の変容—『部類記』群の検討を中心に—」（研究代表者 大田壯一郎）による成果の一部である。

註

- (1) 奈良女子大学学術情報センターのWebページを参照のこと。
<http://www.nara-wwu.ac.jp/aic/>
- (2) 参詣に同行した姉小路基綱の仮名記『春日社参記』（『群書類従』神祇部）には、「此祭禮は。ちかくは霜月にのみをこなはれて式月なる事もまれなるとかや。されどかく御まいりのたびには。こと更に式月にとげらるゝ事も。鹿苑院の入道のおほきおとゞ〔義満〕の御まいりなどより代々の御事にもな

りぬるにや。誠に和光同塵は結縁のはじめとなむ申侍れば。かく高きいやしきまいりつどひて。けふのたうとさをあふぎかしこみ奉るは。なほ神のおほむこゝろにもかなひぬらんかし。」とある。十一月開催が定着する以前に式日であった九月（十七日）を「式月」と見做し、義政ら歴代室町殿の参詣を古式に則つたものと評価しようとする基綱の意図がうかがえよう。

(3) 朝倉弘「応仁の乱における大和国人衆の動向」（『奈良県史』十一、一九九三年）。なお、この年は春日祭も延引している。

(4) 蟬鑑一弘「春日若宮祭礼の祭礼日と頭役制の変遷」（『寺社史料と近世社会』法藏館、二〇一四年、初出二〇〇八年）。

(5) 若宮社の神人組織については、松村和歌子「春日社社伝神楽の実像」（『奈良学研究』三、二〇〇〇年）参照。

(6) なお、同書解題によると、当初は本史料も併せて「春日若宮拝殿方諸日記」として収録予定であったが、事情により採録できなかつたという。

(7) 【2丁オ】にみえる「沙汰人清光」の可能性が高い。

(8) 大行事職については、梅田千尋「興福寺大行事職考」（勝山清次編『南都寺院文書の世界』思文閣出版、二〇〇七年）参照。

(9) 代表的なものとして、永島福太郎「足利將軍家の南都巡礼」（『大和文化研究』一〇一一、一九六五年）、同氏執筆の『奈良市史』通史編二、一九四九年、を挙げておく。

(10) 管見の限り、刊本では『大乘院寺社雜事記』・『大乘院日記目録』・『蔭涼軒日録』・『親元日記』・『親基日記』（以上、「増補統史料大成」）、『長祿寛正記』・『春日社参記』・『足利家官位記』（以上、「群書類従」）がある。未刊のものでは『東寺百合文書』、『義政公春日社参奉行記』・『南都御下向人々宿坊注文』（以上、国立歴史民俗博物館所蔵『廣橋家旧蔵記録文書典籍類』）がある。なお、奈良県立図書情報館蔵『春日社所蔵史料』（写真帳）等は調査途中のため除く。

(11) 金子拓「室町殿南都下向をめぐる負担—贈与の構造と「御礼」—」(『中世武家政権と政治秩序』吉川弘文館、一九九八年)。

(12) 奈良県立図書情報館蔵『寛正五年記』(『春日大社所藏史料』)の七月十九日条に、「武家御師」として「刑部大輔師淳」の名前が確認できる。この人物が該当する可能性があるが未検討である。

三 凡例

- 一、本稿は財団法人阪本龍門文庫所蔵『春日若宮拝殿方諸日記』を翻刻したものである。
- 一、漢字は「牀」・「粧」など一部の例外を除き、原則として通用の字体を用いた。
- 一、改行は原則として原文通りとした。一行分の字数を超過した場合のみ次行に送つて記号（）を付けた。
- 一、原文には読点（）と並列点（・）を適宜付した。
- 一、塗抹などにより判読不能な文字は■、欠失部分は□や〔 〕で表示し、見せ消ちは抹消文字の左傍にくを付した。重ね書きによる訂正は、元の字が判明する場合は右傍に×を付した。
- 一、追筆と考えられる部分は（追筆）『 』で表示した。
- 一、各丁の冒頭には【1丁オ】【1丁ウ】のように丁数を表示した。
- 一、人名やカタカナ部分の漢字表記など、内容説明は傍に（ ）で表示した。
- 一、校訂に関する注記は傍に〔 〕で表示した。

【表紙】

墨附

三十一張

寛正六年乙酉九月廿一日

公方室町殿御下向日記

付祭禮之時日記 慶仁元

若宮拝殿方諸日記

【表紙】

寛正六年乙酉九月廿一日

公方室町殿御下向日記

付祭礼之時日記

若宮拝殿方諸日記

（花押）

【1丁オ】

一御下向御マウケノタメ寺門ヨリ國中ヲ反錢ヲ
一國平キンニ御切アリ、就之未年百文沙汰アル
在所ハ酉年ハ百文宛弁也、反錢御フレハ同
酉年五月六月ヨリアリ、万事寺ノ学侶廿
人ノ沙汰人毎日唐院ニテ御会合アリテ
御始行アリ、

一御拝殿八乙女衣ノ事、餘見クルシキ間、寺門エ歎申

サル、ト井エトモ、先規ナキア井タ、サタアルマシキ
ヨシ申サル、サル間拝殿ノ儀ニハ寺エ御メニカケテ、

【1丁ウ】

ミクルシクトモ着シテワタルヘキニテ候ヤト、シヤウ^(装)

ソクヲ二具唐院エ沙汰人清光ヲ奉行ニテ

モタセラレテ見申サル、ト井エトモ、寺ヨリ

サタシタル例ナキトテ其^(ママ)無沙汰モナシ、然間元

ノシヤウソクヲキテ馬ノ上八人・八乙女ハワタラル也、

一公方ヨリ御神樂斬拝殿方五十貫文在之、コレハ

御參社ノ時御神樂斬也、然ヲ拝殿ヨリ京都エ

兼而請ニノホル、此時ノ使ハ彦太郎也、コレハ中者也、

夫ハ助四郎力子ノ次郎也、先旦二人

同九月十五日ヨリ上洛アリ、然ニ公方ノ御師

【2丁オ】

積藏院ノ西殿ノ代官大野木ノ新衛門、
折節西殿ノ御弊析可請申タメニ在京ナル間、
彼新衛門方ト彦太郎京ニテ申合テ可
請取ニテ色々申合ス、□□請取ハ折節兵部

大輔在京ナル間、彼兵部大輔ニアツラウルナリ、
大輔在京ナル間、彼兵部大輔ニアツラウルナリ、

一請取ノ案

春日社參惣用内、為若宮御神樂斬

五千疋可被下行沙汰人清光由、一位

【2丁ウ】

大納殿御奉行所也、恐々謹言、^(言既)

九月十二日 忠弘^(吉田奉)

飯尾左衛門^(之種)大夫殿

一袖書ニ奉行所書出 此五十貫文事、彼以要脚内可被

下行也、九月十四日^(飯尾)之種判

御藏正實房^(飯尾)為衡判

但奉行書ハ此方ヨリワセス、請取ヲワタセハ

ソレニ名判ヲ加テ出ス也、

【3丁オ】

一新衛門ト彦太郎ト井、アワセテ武貫文ノ

折辱ヲ沙汰ス、此内一貫文ハ奉行左衛門大夫、

一貫文ハ正實房ニ沙汰スト井ウ、ヲヨソ此

御神樂錢ハ、サタマレル儀ナル間、如此ノ折辱ハ

サタアルマシキコトナレトモ、今時分ナルホトニ

トテ如此沙汰シ早、軀而彼五十貫文之内ヲ

二貫文引之、

一彦太郎カ糧物奈良ナラヨリ五百文御モタセアリ、

【3丁ウ】

夫ニテ二人ノ分ニ同京ニテ二人シテ一貫文

仕立、十五日ヨリ廿一日マテ間也、但析足ハ廿日ノ日

悉下行アリト井ウ、去程ニ此析ヲ請取テ

彦太郎ト次郎トワ同廿一日公方様御下向ト

同日ニ下ル、析足ヲ次郎マツ七貫文其日持テ

クタル、残四十貫文ヲハ京ニ預ヲキテ同廿三日ニ

夫ヲトリニノホスル、四人ノ内拝殿ヨリ三人、三方ノ

座ヨリ一人ノホセラル、拝殿方糧物一人別ニ

武百文宛、カ井析三人ニ六百文ナリ、

【4丁オ】

三方ノハ三方ヨリ下行セラル、十■三方ヘ

十貫文井ツヘキナレトモ、以前ノ折辱ノ代ト

彦太郎在京ノ間ノ雜用ト一貫文ト合三貫文

ノ分ニ六百文、三方ノ分ヲコレヲヒカエテ残

九貫四百文出早、残拝殿方ノ支配事、

四十七貫引ナレトモ、析足ヲ三貫文借タシテ

五十貫文引也、然ニ此御神樂ハ廿二日御神樂ノ

時ノナレトモ、析足廿三日ニ到来スル間、廿四日ノ

支配ナリ、サレトモ番神人ハ廿二日エユクナリ、

【4丁ウ】

一御下向廿一日ニアリテ御宿坊ハ一乘院殿ナリ、

同廿二日夜、自延年アリ、同廿三日夜寺ノ御祝ノ

延年アリ、

一社頭ノ式儀兼而修理共アリ、拝殿方タ、ミハ

拝殿ヨリ御サシアリ、白土以下ハ寺門ヨリ

ツケサセラル、廿二日御参社ノ時ノハレ之屏風ヲハ

袖留木ノ新殿ヨリ御申アリテ、東北院殿ニテ

一双御カリアリテコレヲヒカル、軀而同夕返進ナリ、

【5丁オ】

一廿二日御社參ノ次第、二鳥井マテ手コシニメサル、奥

祓殿ニテ御師西殿御祓ヲメサル、西殿ハカムリ・ソク

タ井ナリ、五位ノ方ナリ、藤鳥井ヨリ慶賀門エ

御イリ、御ヶ井警固コ衆藤鳥井ノ内ニ左右ニヒシト

シハ井ニ着座ナリ、御神馬両社エ一疋ツ、御ハカセ

金ツクリ一揃アリ、大宮殿御參後、若宮殿モ

御マイリノ時、拝屋ニ御着座ナリ、ヤカテ御奉幣

アリ、御座ヲ御立アリテ拝屋ノ軒エ御出アリ、

テノ時分ヨリ拝殿ノ御神樂ハシマル、マツ万歳

樂ヲ十聲ハカリハヤシカケテ、其後纏而御

【5丁ウ】

八乙女ニウツルナリ、拝屋ニ御着座ノ間ハ神樂男モ

奥ノ座ニカシコマリテシコウス、(祇候)拝殿ノ御師慶千代候也、

拝殿ノ東ノクツノキエ御出アリテ御礼之儀式アリ、

其外ハ拝殿方コトナル子細モナシ、御舞ナントモナシ、

一御祭礼馬場ノ式儀廿六日御出仕、黑白木ノ御所ハ

馬場ノ道ヨリ南ツラニ御社ニ向井ア井テ

立ツ、面七間・奥エ五間ナリ、雜掌所東ノ

ツラニタツ、其外諸大名ノ座敷■白キ御ウシロ

クロキノ南ウラエムケテ立、

【6丁オ】

一廿六日御出仕已時ノ時分ナリ、拝殿方御馬上ノ

ワタリワ早朝ナリ、馬場ノ御出仕ハ先御代ハ

御車ニテ御出仕アリトイエトモ、御カリアルヘキ

方ナキ間、御子ノコトク御(奥)コシナリ、

一マツ拝殿方祭礼ノ式儀シルス、廿五日御精進湯立アリ、

同廿五日西廊ヲカコウ、中者ノ役ナリ、当年ハ

コヤニテ杉坂ヲカリテカコウナリ、

一廿六日晚御出、御後夜ナレハ御出アリ、時剋ニ拝殿ノ

カウ(格子)シーカル、馬場殿エ御出アリテ御殿エ御ウツリ

一廿六日夜願主方御神樂次第、当年井(乾)ヌ井(脇)ワキナリ、

【6丁ウ】

カアレハ、ヤカテコモ・御カウロヲマイラスル、其後ヤカテ
別会ノ御幣マカル、ヤカテ拝殿方ノ出仕ノ舞ノ

床ヲ六キヤクシク、アラ床東三キヤク南ニ一キヤク

シク、神樂男床ハ西方ニ板ヲ三枚ツ、三ナカレ敷、

但出仕躰ヲ、ケレハ四ナカレモシクナリ、何ノ座モサシ
(筵)ムシロヲシク、コモリノヤクナリ、御出仕アレハヤカテ

コモリ方ヨリ酒肴ヲカク、小酒肴十坏、(雁金)カリカ子

酒肴二坏、瓶子一隻、(銚子)テウシ、上サケ一具、小カワラケスコシ

座敷エカク、其後御神樂アリ、御神樂ハツレハ(少)コ酒肴

三坏、カリカ子酒肴一坏、三方へ出ス、酒一瓶、子カワラケ少出、

【7丁オ】

小酒肴六坏、御神樂男エ引次第、沙汰人一坏、老方・勾当一坏、同

一膳一坏、同ツラノ神樂男分一膳ヨリ一坏ツ、然間老方ハ

上ナレハ、ツラノ分ヲモトル、一膳神樂男分一坏、二膳安秀一坏、

清富一坏、但平神樂男ハ不參ナレハ、ツラ分ハマイラス、

老方分ハ不參もマイル、残小酒肴一坏、カリカ子酒

肴一坏ヲ当座出仕ノ躰、祝モアマルワ中人ノ中エ出、

酒ヲ当座給了、馬場ヨリ返テ沙汰人ト上殿ト

シテ、御八乙女ノ御馬ノ上ノ時メサル、シヤウソクヲ

トリ出スモノナリ、

【7丁ウ】

九キノ内、井ヌ井ワキ五キ、ヘクリノソフ(平群)トノ、
 平田二キノ内、万歳北角殿・高田今井殿ナリ、
 散在二キノ内、奥田殿一キ、今一キワカ(次)ケ畢、

合八キナリ、送物注文ニアリ、

一当年折足マイル分、井ヌ井ワキ五キニ百貫文、

北角殿二十貫文、今井殿二十貫文、合百四十二百十貫文、

此内三方へ五分一出了、懸物ハ不出ス、折足斗リナリ、

三十貫文袖留木殿エ借物ニ弁、残ヲ支配也、

当年百八十貫文支配ナリ、此支配様ハ

【8丁オ】

別帯注シテ单帯付テヲクナリ、

一御拝殿ノ道ノサ(掃除)ウチワ忌部庄ヨリ夫ヲ

コ井テサスル、此時一度ハ二人、一度ハ四人也、

両度沙汰スル、

廿六日、奥田殿ヨリ烷飯一員マイル、コレハ筒井殿ヨリ

助成ナリ、然ニ菜四種ナル間、不足ノ由筒井殿エ

問答ヲ井タス、下カ六種ヨリヲトリタル事

【8丁ウ】

ナク候間、四種ハアマリニ無勿躰候由申ト井エトモ、

返答ニ御トリ井リナキア井タ、井マノコトク

ソノ分ニテト承御(佐)ワヒ事ナル間、マツソノ分ニテ

無沙汰ナリ、更ニ以後ノ支證ニタツヘカラサル者也、

一此内ヲ三方へ五ニ一出了、然ニサイ(葉)四種ナル間、

汁ノマテ取合テ五分一ノ分ニ一出了、

烷飯ノ子リト大瓶ノ上ノ備トワ代ニナシテ

其内ヲ五分一出了、上ノワタワ百文ニタテ、

五分一二十九文出シ早、

【9丁オ】

子リト木■何も酒肴ノハリキヌワ代ナシテ

惣物ニ御ツカ井アリ、ワタモヲナシ、

一酒肴ノ上ニ扇アレハ、老方上ヨリ一本宛メサル、

然間數アレハ三本神樂男ヘ出、コレヲ沙汰人一本・

勾当一本・一鶴一本トル、此時モトリ早、

尚モノコルハ八乙女エモマイル、

一大瓶ノ口裏ハ惣一殿エマイル、杓ノハリ物モマイル、

若ニアレハ宮一殿エユク、三モアラハ左一殿エモマイル、

タイマキタル(帶)ヲヒワ惣一殿ヨリースチツ、メサルヘシ、

【9丁ウ】

烷飯ノ下地折ウトワ惣殿エマイル、二モアレハ

宮一殿エマイル、汁ノ下地折ハ沙汰人給ル、二モアレハ

勾当エマイル、汁ハイクツモアレ沙汰人ト勾当トシテ

給了、大瓶ノ下地杓ハ上分エマイル、

菜ノ下地ハ神樂男エ出、一鶴ヨリエリテ

メサル、一蘆分ニメサレテ、マタツラノカクラヲトコ

分ヲモメサル、ソレヨリ次第ノニエリトリ、但沙汰人モ

勾当モツラノ神樂男分ヲモトルナリ、

【10丁オ】

一夜宮水檻ノマイル分酒トモニ

上分一折敷餅一束 惣一殿檻一、宮一殿一、

左一殿一、右一殿一、權一殿一、勾当一、一蘆一、

沙汰人一、但檻ハ上分斗リ檻共ニマイル、

残ハ皆酒ヲアケテ檻ヲハ御返シアリ、

大略アキタルヒクル時、御■ン■ニナル、

一蘆・沙汰人・勾当ハ、アケテマイラスル、

アキタルワ上エヒク、御常住エモアレハ引之、

【10丁ウ】

神樂男ハトラス、此代ニスシヲケヲ神樂男ハ

トルナリ、上エハマイラス、鮨桶引事、

沙汰人ヨリエリトリ、沙汰人トリテ勾当

一蘆ヨリ次第二メサル、一蘆ハ一蘆分ト神樂

男分トメサル、沙汰人・勾当モツラ分ヲモ

トルナリ、一反トヲリテナヲアレハ

マタハナカエリテイゼンノコトクトルナリ、
〔以前〕

【11丁オ】

一タル仕事、見圓房ニ檻一・金鳥一、コレハ社頭作事

奉行ナル間、自然ニ■■■拜殿ナントノ修理ニツ井テ之儀也、

一脩屋ヘ檻一・金鳥一、コレハ御祭礼ニカケキヌマタワ
酒肴ナントノ賄ヲミスセテ代ヲサメルニヨリテ也、

一湯名ニ檻一、コレハ酒ヲケテタルヲハ御拜殿エマイラスル、

一社殿ノ樂頭ニ鯛一懸、折足三百文、ヲシキ餅一束下行、

一拜殿油壳ニ菟一耳下行、長谷之藤次郎力跡

一番神人ニ檻一、但酒ヲアケテタルヲ拜殿エマイル、

一廿六日夜宮ノ日、願主參社時拜殿ノ次第
アケノ兒ワ御拜殿エ吊リタマウ、サタ人シナンノ申、

東座ニヒサマツキテ弓ヲツカエテ御神樂間井タマウ、

願主人ワクツノキニ立テ井タマウ、御神樂次第、
祿ノ神樂アレハ御八乙女立ナリ、祿代ナレハ下ワ

五貫文ナリ、本式ハ賄ソメモノナリ、八乙女方八

神樂男方五也、祿ノ神樂ナケレハ祭礼ニカキリテ

御八乙女ハタヽス、タヽ御ウラ一一番斗リナリ、

願主一キニ舞一番アリ、一番別ニカケキヌ一アリ、

大略ワノシメ子リナントナリ、

【12丁オ】

此時祿神樂、奥田殿五貫文・ソフノトノ貫文・
〔曾恭曾恭〕五

高田今井殿五貫文・北角殿ハ祿モナシ、ウラ斗リ、

一懸賄、当年ワハキニ八アリ、コレハ廿七日馬場エ

御出仕ノ御番衆十人シテメサル、

一当年御番御人数之事、

御南座 春若御前いづの 藤千代御前ねしおうの御弟子

あぐり御前いづの 春藤御前

慶藤御前

若松御前

箸尾ノ

北芳

春き御前いづの あか御せへくりの これハはなかへるなり

【12丁ウ】

一裙ハ北方慶藤御前へまいる、房ハ七人目御八乙女宮一殿、

明年ハ八人女〔旦〕西殿へ可参也、

一懸衣八、代八貫七百五十文アリ、此内ヲ廿六日ニ

御舞テニ舞一番二百文ツ、マイラセラル、、

当年ハ南ニ四番、北ニ四番、御舞方へ八百文出了、

此時御舞南座ハ一人、梅■御前四百文メサル、北ハ二人、

袴、しやう・春千代御前二百文宛メサル、残七貫九百五十文ワ
十人シテメサル、御番衆二人別一分二七百八十七文宛也、

【13丁オ】

一此御番衆之内、自然御番ヲカ、ル、時ハ、其躰ハ百日ノト〔合〕カナリ、

御給物廿六日ノヨリ百日ノ間ハ沙汰人コレヲタマワルナリ、

懸脩ハ当出仕馬場へ御出之御カタ／＼エメサル、也、

(二行分余白)

一郷御子ニツイテノ日記、西天満三人シテ各度二渡、

一人堂内ノ御子・一人十輪院ノ御子・一人ハシハツシノ御子也、

然ニ当年九月御祭礼前廿日計サキニ、堂内ノ

御子ノ男死去ス、当年渡番也、去程ニソノキワ

【13丁ウ】

マテワ精進ヲヒカエトモ、男ノシヨクエナル間、触穢

次座ハ十輪院ノ御子ナル間、シヨクエノ上ハ十輪院ニ

御ワタリ候エト申サレトモ、十輪院ノカ申様ハ、

タト井男ノシヨクエナリトモ、代官ノ立テ沙汰アルヘキ

□返答ライタス、去程ニ堂内御子松之在所ヘアカリ

テ申様、シヨクエウエハ次座サシ候エトモ、代官ノ立テ

勤仕ヨト申候、ケカレニハ代官モ不立次座エサシ

カヘハトカク申、御拝殿ノ代トシ次座エ御サシカヘト

申間、十輪院エ申セハ、エ沙汰スマシキヨシヲ

申間、此方之儀ニハ、サラハ先規御子ノ中ニ

シツケタル様ニサタアルヘキ由ヲ申間、御子ノ

【14丁オ】

沙汰トシテ、ツイニワ次座エサシツムル間、十輪院ノ

御子ニワカニ馬ニノルナリ、然ニ彼御子ノ在所ヘ

沙汰人ト西天満ノコノカウ〔那〕ヘト同道シテ御榦ヲ

指也、一本ツ、二度ニ指申カ本式也、サレトモ

タ、一度ニ二本御指タテト侘申間、一度ニ指申也、

時ニ初献二三スエサカナホウソウニテ酒ヲモリテ

其後メシヲスル也、又御祭礼廿七日ノ渡スキテ廳而

御榊ヲアカル、此時又ホウソウスエサカナニテ酒アリ、

沙汰人方エ折足二百文、米一斗クロマメ、ウワムシロ一枚、
又散米ノコメ一升ハカリ沙汰ス、コノカウ(郷)ヘ之料足五十文□、

【14丁ウ】

一廿七日馬場ヘノ御出仕人数十人、御輿、十廷也、

然ニ往古ハ祝ノ御■路ノ御役也、然ヲ

近年輿一廷別ニ拝殿ノ公物ヲモて百五十文

宛メサル、也、御八乙女八人・馬上ノ衆一疋別ニ

二百文宛公物ヲメサル、是近年新儀也、

何モ先規ハ御祝ノ役也、合馬輿二惣物

三貫百文入者也、

一馬場殿ノ御出仕、白木ノ御所ノ南ノ方ヲ

御通アリテ、アクヤエ御入アリテ、ソレヨリ

【15丁オ】

馬場エ御出アリ、御子舞・ランヒヤウ拍常ノ

コトシ、日使馬出タシノ橋ノ時分ヲ上レハ

御退出アリ、行烈次第

一番日使、中門口ヨリ入テ御殿ノ

東ノツラ北郷ノ座ノ前ニタヽスム、

次伶人、馬場ヲ東エ馬ニテ渡、

次郷御子、次本社御子、

一郷御子前ニ馬場エ出、先達太郎左衛門殿也、

【15丁ウ】

白木御所ノ南側エ出テ東ノカリヤト柴

垣トノア井ヲトヲリテ中門ヨリ入、郷御子ハ

東ノツラヲワタル、本社ノ御子ハ後陣也、

沙汰人先達ニテ西ツラヲワタル、何もサシ

ムシロニ着座アリ、転而タチテ西ノ■

タ井大太鼓タ井コト南郷ノ座ノア井ヲトヲリテ出、

退参ノ時ハ本社ノ御子前也、郷ハ後陣也、

本社ノハ御殿ノ御後ノカコ井ノ内エ御

イリアリテ御トヲリアリ、シハツシノ間也

【16丁オ】

請次、料足ヲ人別ニ三十文宛奉ニ

ツ、ミテマイラスル、コレヲ彦太郎請取也、

一御伝供上役若宮方也、時ノ出仕ノ

老次第二御弊・散米ニ御マイリアリ、

当年御幣ハ一臍清延、散米ハ

四臍清種御マイリアリ、御弊ハ東ニ立、

散米ハ西ニ立、左右ノ■■奏樂アリ、

御役者ハ常コトシ、社家モ子キモ、

一公方御下向之時ニカキリテ、出仕牀悉大口

【16丁ウ】

常コトクイツモノ在所ニニテアリ、

出仕ノ躰カワリテ日中ヲツカウ者也、

一黑白木ノ御前ニテ猿樂も田樂モサカリ松

ノシタノコトク祝言ヲ申也、

公方ノ御退出ヤフサメノ後也、

【17丁オ】

一廿七日御還御々時、拝屋ニテ大コ・カ子ヲウツ、

本殿エ御ウツリアリテ、ヤカテ御拝殿ニテ

御八乙女立アリ、同御舞モアリ、

一廿七日御拝殿御精進落ニ鯛ヲ六懸斗

切テ、汁トヤキ魚トニシテ夕飯ノ

汁菜ニナル也、

一市ヨリタコヲメサレテ御肴アリ、同豆飯アリ、

【17丁ウ】

一廿八日次第

一廿八日ニ饗アリ、饗米御拝殿ノ下用舛ニ

五斗、上殿請取テ沙汰アリ、木■マテ、

一鯛八懸斗調、汁と焼魚と生スと

三色沙汰ス、饗面見參ニマイル、但廿六日ニ

御參衆ハ御常住モマイル、是ハ廿六日ノ

饗ナリ、

【18丁オ】

一酒引事悉之、榎アケテ挑子ニ一ツ

〔錦ガ〕

引之、但廿六日ニ御參ノ衆ハマイルナリ、

老方ハカタアリ、

一生板之次第、沙汰人ヨリ一色ツ、エリテ、

末マテ一色ツ、ヲシトヲシテ沙汰アリ、

アマルワ鼻返テ沙汰之、

一鯛ノ中肴十枚ニアマレハ六枚上ツ■ヘ

一枚ツ、マイル、

【18丁ウ】

一金鳥ヲハ勾当殿ヲロシテ腹ワタト男鳥

ノ頭トヲ勾当殿メサル、

一菟沙汰人皮ヲムキテトウト皮頭トヲトル、

〔胴〕
但頭ハ十分沙汰人トリテ其外ハ神樂男

ノ中エ出、上ヨリ引之、何も頭ニハ一色ツ、

上ヨリヒク者也、菟一耳油亮エ下行、

一廿九日ニ金春大夫參テ法樂ヲ仕ル、

下行次第、御祭礼之榎酒ヲ一荷ト

【19丁オ】

一鴨一番ト鯉二喉ト折足一貫文ト下行、

一能次第、脇放生川、二番目新朝永、

三ニ横山、四ニヤウキヒ〔楊貴妃〕、五ニ岩舟、

一晦日、白木・黒木之御所ノ盛菓子二合

御拝殿ニマイル、臺ハ同心ニ参ニヨリテ

一合ツ、上分ト惣一殿メサル、餅ハ当日

御参アリタル御人数ハメサル、御ハツラヒキ也、

【19丁ウ】

一御拝殿諸下行次第

沙汰人御恩五百文、時ノ一膳報役斬足

一貫文、但報ヲエ御ワチナケレハ、老ナレ共

未エコシテ打之、中者御恩一貫文宛、

〔掃除〕サウチ五百文、〔送〕ウハ三百文、

(以下余白)

【20丁オ】

応仁元年三月十六日、若宮御祭礼アリ、

コレハ戌年ノ霜月御祭礼延引アリテ、三月ニアリ、

一十五日御精進立〔陽〕アリ、元ハ沙汰人ノ在所ニテアルヲ、近年

若宮神主殿ニテアリ、御子ハ塔内ノ御子ナリ、

御布施三百文在之、御湯ノ時人物カウムキヲ二カフ、

酒五升ハカリシトキ、米三升ハカリ、柴薪一荷カマス、

各ハ慈仙箱ナカラ、今ハコフ〔昆布〕一卷・串柿〔把〕一は、御湯之後一献一サシ

アリ』

同日、西廊ヲカコウ、

【20丁ウ】

一願主当年六騎、長谷川三騎、当年法貴寺

岸田殿也、中長河狭川殿、此狭川殿ハ

此代ヨリ初テ長川ノ願主ヲ沙汰アリ、

散在鳥屋殿・市谷殿也シ、合六騎ナリ、

一御神樂錢參分、百五十貫文狭川殿、百貫文鳥屋殿、

五十貫文長谷川岸田殿、十貫文市谷殿、

合三百十貫文アリ、此内三方エ五分一出早

一六十二貫文

残ル二百四十八貫文ヲ五十貫文袖留木新殿エ借物ニ弁、

支配ハ二百參十五貫文ナリ、百八十四貫文ナリ、

【21丁オ】

然ニ、タラヌ斬候、御常住五分ニ廿文タラヌヲ、惣錢ヲ

四貫八百文コレヲタス、〔追筆カ〕コレ御人数大勢御座アル間、■

御常住五分タラヌナリ、此御一分地蔵御〔前〕七

一送物ハ注文ニ在之、

一十六日願主夜宮マイアリアリ、

一狭川殿烷飯一具アリ、菜六種斗、一種大瓶一、銚子錠

一、具代五百文在之、

鳥屋殿烷飯一具、狭川殿のト同、

一烷飯当日ニヤフル菜六種之内、一折共三方ヘ出、烷飯ノ子リワ

シルノ小袖・大瓶ノ青練貫ハ代ナシテ惣物ニ御仕アリ、

【21丁ウ】

但三方へ五分一代ニテ出、残ル菜モハシタニノコルワ代成テ、

三方へ五分一出了、烷飯上ノワタワ上エメサル、大瓶ノ

クチツ^(裏)、ミワ^(一)惣一殿エメサル、チユ井イノヲヒトモニ二アレハ^(帶)

宮一殿一メサル、当年ニアル間、宮一殿モメサル、ヒサクノハリ

タルニシキモ惣一殿・宮一殿メサル、下ハ上分エマイル、大瓶ノ下

モ」
上分エマイル、烷飯ノ下ハ惣一殿エ折共ニマイル、ニアレハ宮一殿エ」

マイル、汁ノ下ハ沙汰人給ル、ニアレハ匂当殿メサル、三モ

アラハ一蘆エモマイルヘシ、菜ノ下ハ神樂男エ汁ノ

引ツキニ一蘆ヨリマイル、一蘆ヨリ一ツ、但一蘆分トツラ

フントニメサル、沙汰人モツラノ匂当モ、ツラノ神樂男分ニ

【22丁オ】

菜ヲリヲモトル、末マテ一ツ、トラレハ、マタハナカエリテ

沙汰人ヨリトルナリ、大瓶ノタイノヲヒ・ヒサクノ

エノヲヒワ上エマイル、汁ノ上ニアウキアレハ沙汰人一・

匂当一・一蘆一、三ハ出上エモメサル、

一禄御神樂、狭川殿十貫文在之、八乙女八人一貫文宛メサル、

五人神樂二貫文お四百文宛、十三貫文之時ハ十三人平分ニ

一貫文宛トル、

一鳥屋殿五貫文在之、五百文宛八人八乙女分、一貫文五人神樂男二百文宛、

文宛、

【22丁ウ】

一願主參社時、禄ノ御神樂アレハ御八乙女立早、禄ノ

神樂ナケレハ御祭礼ニカカリテ御ウラハカリニテ八乙女ハ不立、

此時長谷川ハ禄ナキ間、御ウラハカリナリ、市谷川同、

一願主二□別ニ御舞一番ツ、アリ、一番懸脩一ツ、アリ、

当年ハ皆ノシメナリ、然ニ長谷川ノ懸脩ノ紅梅

ヲハヤシテカタノツ、アリ、当座エ見付ス、後コレヲ

ミルニ半ツ、アル間、一ナカラアリ、サル程ニ御拝殿ヨリ

願主岸田殿三御祈主坂口ノ勘解由方シテト、ケラル、間、アヤマリタル事ニテ候トテ

【23丁オ】

ワヒコトアリ、シカル間代ニテ二貫文沙汰アリ、コレハ半分ノフン一ナカラノ代ナリ、サレトモ御拝殿ヨリ

ノ儀ニワ、以後ノ引制ニ^(衍)ニナラヌヤウニトテ、本式

紅梅三マイラセラレタルフンニテ則請文ヲ御拝殿ニ

沙汰アリテマイラセラル、三人ノ名判在之、彼

状ヲハ御拝殿ノ小箱ニイレテヲカル、^(案)あんハ此单帝ニ

ユイツケテヲク、猿程ニ此紅梅六ヲ代ニナサル、

当年ハ八貫二百文ニウラル、但此内^(マニ)五貫六貫二百文ハ

市ニテウリタル折候、二貫文ハ願主方ヨリノワヒ折候也、

合八貫二百文在之、

【23丁ウ】

一此八貫二百文ノ折足、馬場、以下同 場馬殿ノ出仕衆十人シテメサル、然ニ此内夜宮日願主参舞ノ時、舞キカスニアリ、当年ハ六キニ六番アリ、此舞テ一番二百文ツ、マイラセラル、当年ハ祢々上二番・春千代御前四番舞給フ、コレエ

八貫二百文ノ内ヲ引テ残六百文引テ、残ル七貫六百文ヲ場馬出仕十人エ支配、一人別ニ七百五十八文宛ナリ、

一御人数、御南若松御
裙マイル七百貳ノ

あてク

春寿北かき殿ハ子カエル

一御人数若松御前
白土ノ裙マイルあて御前

春寿ハナカズル御セ

春福同

藤

■

若々

北 ■ 王御七 阿古ク 春若ク 藤梅ク あいとく御七

【24丁オ】

一房ハ御八乙女八人目梅王御セマイル、今度ハ惣一殿エ可參、一願主方神樂時アケノ兒ハカリ御拝殿エアカリタマウ也、

一
夜宮日老方榾引事、

上分一、惣一殿、宮一殿、左一殿、右一殿、権一殿、

勾当、一蘗、沙汰人、各一ツ、、但榾ヲハ

アケテ御マイラセアリ、上分ノ榾ハソノマ、返ラス、

【24丁ウ】

上ノ榾ハアキタル引時 ■ ■ 、ニナル、

上分エハ折敷餅一束ツク、コレハ場馬物代サンヲスルフン、

一榾下行方、見円榾脱カ一・鳥一 賄屋榾今ハ高間ギヌヤ一

御拝殿樂頭榾一・鯛一枚・折足三百文、

【25丁オ】

一湯名ニ榾一、コレハ酒ヲアケテタルヲマイラスル、一番神人榾一、コレモタルワカエル、如此タルトモ

御拝殿エアキタルト、ノイテ引アキタル引事、

惣一殿ヨリ老方權一殿マテマイリテ、八乙女方マイリテ、

御常住両座タテワケテマイル、但榾ハ上エハカリ

マイル、神樂男ヘハマイラス、榾ハマイル所マテアリタケ、

一榾酒ハアケテ各支配、但夜宮日御マイリアリタル方

様エハマイルナリ、

一十六日後夜ナレハ大明神場馬殿エ御出御アリ、

拝殿衆御トモナリ、然ニ場馬殿ノ御祓エ御祓殿エ

御ウツリ已アレハ、ヤカテ御燈マイル、神主殿御出仕アリ、

ヤカテ別会ノ御奉幣アリ、拝殿方出仕常敷ハ

【25丁ウ】

大庭之床ヲシカセテ御出アレトモ、当年雨下間、

東ノ握屋ニ床ヲシカセテ御出仕アリ、当年ニ

カキラス雨下ル時ハアクノヤニテ御神樂アリ、

先規也、子守方ヨリ舞六キヤクシク、アラ床

二却シク、神樂男床板三ナカレシク、但アクノヤ

ノ時は神樂男ノ床ヲ南ニシク、何モ指筵ヲ敷、

御出仕アレハ廳子守方ヨリ酒肴ヲカク、

鴈金酒肴二坏、小酒肴十坏、瓶子一双、此内小

カワラケスコシ、銚子錠ソウ、コレヲカキナラヘテ
〔^{(二)脱カ}〕

軀御神樂アリ、御神樂ハツレハ三方へ出ス、虜
〔^{(一)脱カ}〕

〔^{(二)脱カ}〕

金酒肴一坏、小酒肴三坏、瓶子一、カワラケ少シ出ス、
ノコルカリ^(雁金)カ子酒肴一坏ト小酒肴一坏トヲ當床ヤフ

リテ神樂男・中者共ニ祝、上エハマイラス、サケヲモ祝、
残少「」酒肴六坏ヲ、沙汰人一坏・匂当一坏・

藪一藪^(老方外)二坏・安秀一坏・清富一坏・但沙汰人・匂当・
一藪ハツラノ神樂男分ヲモトル、

一場馬ヨリ御帰リて拝殿ニテ八乙女ノ御シヤウソクヲ沙汰人ト
拝殿トシテトリ出ス、同日場馬出仕ニ出、当年

〔^{(二)脱カ}〕

雨リタルニヨンテ各スカリキヌニ大カタヒラヲカサ子テ
出仕ヲスル處ニ、寺門ヨリ何トテウラウチヲハキスシテ

スカリキヌヲハキルソト仰アリ、祢宜ノコタエニワ、

加様ニ雨下り候時は先規モ如此候之由申開聞、

罪ヲモコナワレス、向後ハチヤクスヘキヨシ下知ナリ、
トカ^(着)

一御八乙女八人馬上早朝御渡アリ、南大門ノ石タンノ上、
東ノツマニ大行事殿ヨリカコイヲ御沙汰アリ、マクヲ

引テヒトエムシロヲシカル、諸行烈ト、ノエハ御ワタリアリ、
一場馬殿ノ御出仕十人ナリ、先規ハ御車ナレトモ

一場馬殿ノ御出仕十人ナリ、先規ハ御車ナレトモ

〔^{(二)脱カ}〕

近代ハ御コシナリ、去程ニ晚ノコトク雨下ル間、東ノ
アクノヤニ御出仕アルヘキ所^(神主殿御代官方)鈴人^(俗以下回引脱カ)方ヨ樂屋ナル間、

シカルヘカラサル由申サル間、先規モ雨の時ハ握屋ニ
出仕アル間、其子細ヲ若宮^(神)主殿御代官方ヘ此由ヲ
申入ル、間、先規カクレナキ由ヲホセラル、ホトニ、

別会エ申入候之間、其分ニテ往後ノコトク
アクノヤニテ御神樂ヲ行ル、日使馬タマタノハシノ
辺ヲ上ル時、場馬出仕ノ躰ハ御夕井出ナリ、

一行烈ノ次第 一番日使 次鈴人 次御子

先日使アカリテ御殿ノ東方ニ立、軀而御伝供

〔^{(二)脱カ}〕

マイル、御伝供ノ後、鈴人、次御子、然ニ当年雨下ル間、
場馬事外道ワルクテトロナル間、如此ニテワ白拍子ノ

フミコマルヘキ間、加様ニテワイカ、アルヘキニテ別会方
〔^(追筆カ)〕

『此時ノ別会ハ蓮花院春圓房ナリ』

エ申ワ、道事外シルク候間、アユヒノ板ヲシカセラセ^(レ)
候ヘト申間、本社ノ御子ハカリノ方ニアユヒノ板ヲ

シカル、板ノキワマテワアシタナリ、常ノ時ハ白スニ
サシムシロヲ左右ニシカル、トイエトモ、シルキ間床ヲ敷テ

其上ニサシムシロヲシカル、東ハ郷御子、西ハ本社ノ御子、
郷御子先也、本社ノ跡ナリ、郷ノ御子ノ先達太郎左衛門殿、

本社ノ先達ハ沙汰人ナリ、常ハ東ノカリヤトシハカキトノ
【28丁オ】

アイヲ御トヲリアレトモ、当年ハ東ノ大夕井コノ南ウラエ
御トヲリアリ、郷御子出ル時ハ先ナレトモ、クル時ハ本社ノ

御子サキナリ、サシムシロノ上ニソントチヤク座アリ、ヤカテ
カコイノ内エ御トヲリアリ、シハツシノセウシナン申
テ「」マイラス、コレ中者ウケトル、同神樂男ノ

中エ二百文在之、当出仕ノ人数ニ支配立ナリ、
一雨下ル時ハ鈴人ノ舞モ樂屋ニテ舞ナリ、
一御八乙女、場馬ノ御人数拝殿エ御帰リアリテ、御精進前ニ

【28丁ウ】

鯛ヲ六懸ハカリヲロシテ汁ト葉トニコレヲスル、飯ハ大飯ナリ、
同シロムシアリ、同御肴ニタコアリ、当年ハ井カナリ、
一十八日、饗アリ、饗ノ米下用ニ五斗下行、饗ハ中者

一膳役ナリ、此時上殿ナリ、米ヲ請テコレヲ沙汰スル、汁葉ニハ
同鯛ヲ八懸ハカリヲロシテ汁トヤキ物トナマストニナル、
饗ハ面見参ニマイルナリ、コレ十六日ニ御参ノ人数ハメサル、
一生板本ノ次第、上ヨリエリテ次第二コレヲ沙汰ス、

一番沙汰人二ヶ^{〔マカ〕}一膳サテワ次第也、若ハナカエレハマタ
沙汰人ヨリコレヲ沙汰ス、
【29丁オ】

一鮎桶引事、神楽男斗リエコレヲ引、コレ檻ヲエトヲヌ

代ナリ、沙汰人ヨリエリテ次第二トル、沙汰人・勾当・一膳モ
ツラノ神樂男分ヲモトル、ハナカエハマタ沙汰人ヨリトル也、
一諸下行、霜月ノ時沙汰人ノ御碍分五百文、中者御恩

一貫文宛、サウ五百文、ウハ三百文、戌年分ハ御祭礼ナケレ
トモ各御借物アリテコトク御下行ナリ、亥年ノハ御祭礼ハ

戌年分ノカ三月ニアレトモ各給ル、御碍ナル間タマワラス、霜月ニ
可給者也、

一中者番物二番錢六人ノ中ヘ二貫文出、コレヲ彦太郎三百文、
三郎五郎三百文・太郎三百文・夫々六百文・上々三百文・

【29丁ウ】

上殿二百文・上殿
(二行分余白)

一応仁元年^{〔丁〕}三月十七日ニ大行事因幡法眼房死去也、

然當大行事^{〔ヲケイ〕}多門院殿エ給、伊与上座御房ト云^{〔定使左衛門五郎ト云〕}

大行事初而持ル、ニハ軀而拝殿ノタ、ミヲ新調也^{〔指〕}

大行事役ニテサ、セラル、但以後モゾンシ次第二サ、ル、也、
然ヲ因幡殿ノ時ハ只一度サンカエラル、カワル時ノフルタ、ミワ

【30丁オ】

若宮神主殿エマイル、

一大行事ハ何ヘ給トモ沙汰人ナントニツキテ任析モナシ、

但時ノ札ヲ申ハカリナリ、則多門院殿モ御札

ヲ申ハカリナリ、

(以下余白)

【30丁ウ】

一大行事初テ被任方ハ御拝殿ノタ、ミヲ廳而

指替ラル、古タ、ミワ神主殿玉行、タ、ミワ先規ハ

損次第二サタシテ被進ヲ、近代初斗テ

サシカエテマイラセラル、コレハ新儀ナリ、可然也、

此多門院殿イマタサシタマワス、

(以下余白)

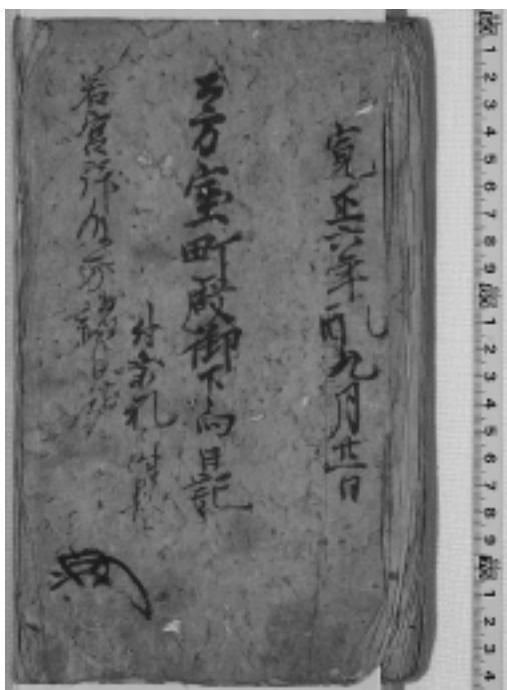


写真1 表紙



写真② 表紙 花押部分拡大